

参考資料8

医療制度改革法案の概要

医療制度改革法案の概要

医療制度改革大綱の基本的な考え方

1. 安心・信頼の医療の確保と予防の重視

- (1)患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制の構築
 - ・医療情報の提供による適切な選択の支援
 - ・医療機能の分化・連携の推進による切れ目のない医療の提供(医療計画の見直し等)
 - ・在宅医療の充実による患者の生活の質(QOL)の向上
 - ・医師の偏在によるへき地や小児科等の医師不足問題への対応 等

- (2)生活習慣病対策の推進体制の構築

- ・「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)」の概念を導入し、「予防」の重要性に対する理解の促進を図る国民運動を展開
 - ・保険者の役割の明確化、被保険者・被扶養者に対する健診・保健指導を義務付け
 - ・健康増進計画の内容を充実し、運動、食生活、喫煙等に関する目標設定 等

2. 医療費適正化の総合的な推進

- (1)中長期対策として、医療費適正化計画(5年計画)において、政策目標を掲げ、医療費を抑制(生活習慣病の予防徹底、平均在院日数の短縮)
- (2)公的保険給付の内容・範囲の見直し等(短期的対策)

3. 超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現

- (1)新たな高齢者医療制度の創設
- (2)都道府県単位の保険者の再編・統合

【良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案】

- ①都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の創設など情報提供の推進
- ②医療計画制度の見直し(がんや小児救急等の医療連携体制の構築、数値目標の設定等)等
- ③地域や診療科による医師不足問題への対応(都道府県医療対策協議会の制度化等)
- ④医療安全の確保(医療安全支援センターの制度化等)
- ⑤医療従事者の資質の向上(行政処分後の再教育の義務化等)
- ⑥医療法人制度改革 等

医療計画、介護保険事業支援計画、
健康増進計画との調和が必要

【健康保険法等の一部を改正する法律案】

- ①医療費適正化の総合的な推進
 - ・医療費適正化計画の策定、保険者に対する一定の予防検診の義務付け
 - ・保険給付の内容、範囲の見直し等
 - ・病床転換支援事業の創設、介護療養型医療施設の廃止
- ②新たな高齢者医療制度の創設(後期高齢者医療制度の創設、前期高齢者の医療費にかかる財政調整)
- ③都道府県単位の保険者の再編・統合(国保の財政基盤強化、政管健保の公法人化等) 等

患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制の構築

～医療情報を十分に得られる～

医療情報の提供による 適切な医療の選択の支援

- 都道府県による情報の集約と公表
→ 医療機関が施設の医療機能を都道府県に届け出て都道府県がその情報を分かりやすく情報提供する仕組みを制度化する。
- 住民・患者に対し、自分の住む地域の医療機能や医療機関の連携の状況を医療計画により明示する。
- 広告できる事項を拡大する。

～安全で質の高い医療を安心して受けられる～

医療機能の分化・連携の推進による切れ目のない医療の提供

- 医療計画の見直しにより、脳卒中、がん、小児救急医療など事業別に、地域の医療連携体制を構築する。
- 地域の医療連携体制内においては、地域連携クリティカルパスの普及等を通じて切れ目のない医療を提供する。

※地域連携クリティカルパス

急性期病院から回復期病院を経て自宅に戻るまでの治療計画。患者や関係する医療機関で共有することにより、効率的で質の高い医療の提供と患者の安心につながる

➡ 転院・退院後も考慮した適切な医療提供の確保

～早期に在宅生活へ復帰できる～

在宅医療の充実による患者の生活の質(QOL)の向上

- 介護保険等の様々な施策との適切な役割分担・連携も図りつつ、患者・家族が希望する場合の選択肢となり得るよう、在宅医療の提供体制を地域において整備する。
- 医療計画において、脳卒中、糖尿病、がん等の在宅等での看取り率や在宅復帰率等について、数値目標を導入する。
- 24時間対応ができる在宅医療や終末期医療への対応に係る評価等、在宅医療に係る診療報酬上の評価を充実する。

安全・安心で質の高い医療の基礎整備

文書交付等患者への適切な情報提供

医療安全対策の総合的推進

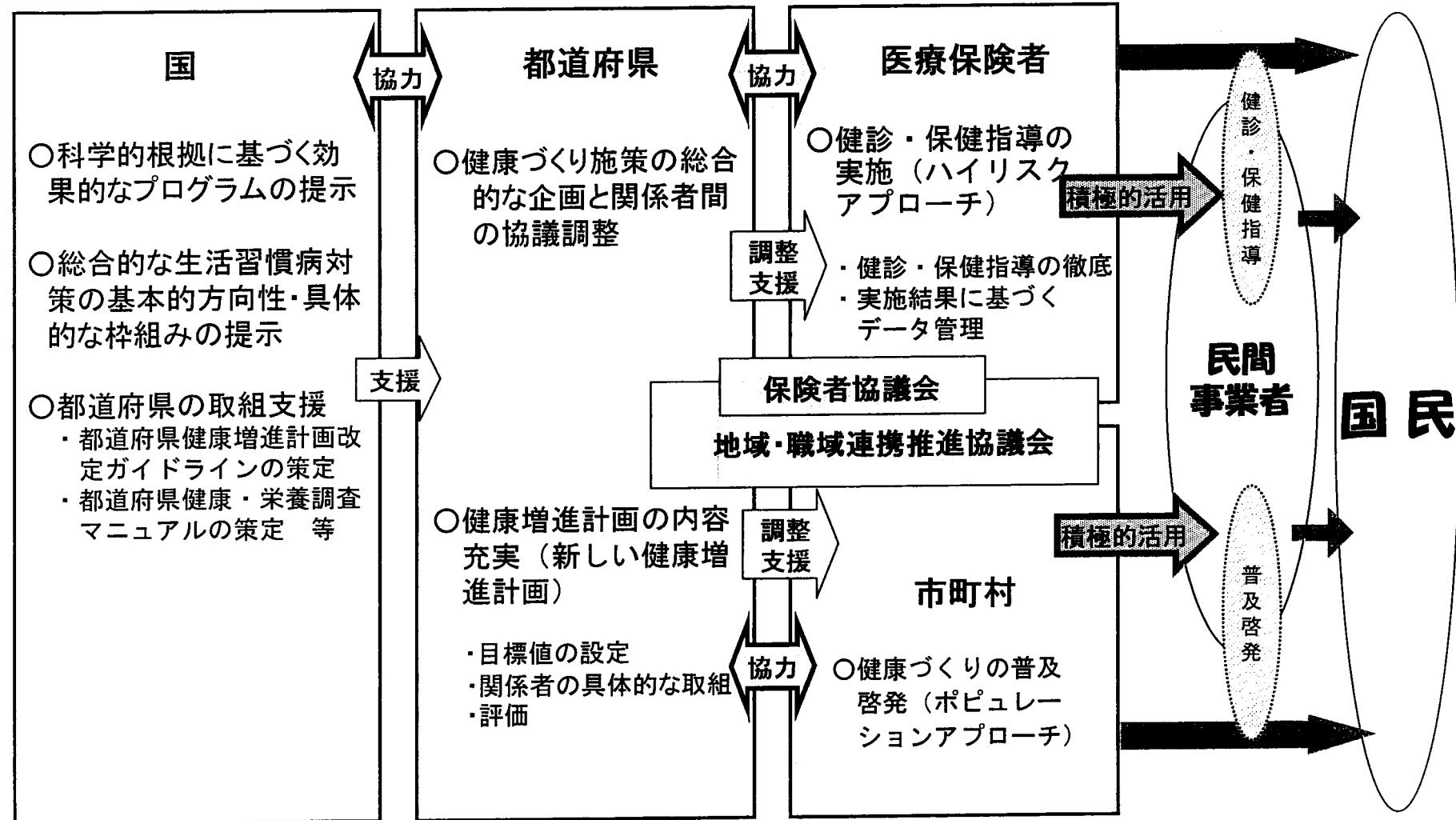
根拠に基づく医療(EBM)の推進

地域や診療科による医師偏在問題への対応

医療従事者の資質の向上

医療法人制度改革

生活習慣病対策の推進体制の構築



医療費適正化計画（中長期的対策）

基本的
考え方

- ◎ 平成20年度を初年度とする医療費適正化計画(5年計画)において、政策目標を掲げ、医療費の伸びを適正化
- ・生活習慣病予防の徹底 → 政策目標:生活習慣病有病者・予備群を25%減少（平成27(2015)年度）
 - ・平均在院日数の短縮 → 政策目標:全国平均(36日)と最短の長野県(27日)の差を半分に縮小（同上）

国

共同作業

都道府県

- | | |
|--|--|
| ○ 全国医療費適正化計画・医療費適正化基本方針の作成 | ○ 都道府県医療費適正化計画の作成 |
| ○ 都道府県における事業実施への支援 <ul style="list-style-type: none">・平均在院日数の短縮に資する診療報酬の見直し・医療提供体制の整備・人材養成・病床転換に関する財政支援 | ○ 事業実施 <ul style="list-style-type: none">(生活習慣病対策)・保険者事業(健診・保健指導)の指導・市町村の啓発事業の指導(在院日数の短縮)・医療機能の分化・連携の推進、在宅医療の推進・病床転換の支援 |
| ○ 計画の進捗状況の評価(中間年・平成22年度)、
実績の評価(最終年の翌年・平成25年度) | ○ 計画の進捗状況の評価(中間年・平成22年度)、
実績の評価(最終年の翌年・平成25年度) |

実績評価の結果を踏まえた措置

- 都道府県に配慮して診療報酬を定めるように努める × ← ○ 診療報酬に関する意見を提出することができる(※)
- 都道府県と協議の上、適切な医療を効率的に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲で、都道府県の診療報酬の特例を設定することができる
※設定にあたっては中医協において審議
- 保険者・医療機関に対する必要な助言又は援助等

(※)については中間年における進捗状況の評価時も同様

保険者

- 保険者に、40歳以上の加入者に対して、糖尿病等に着目した健康診査及び保健指導の実施を義務付け

医療費の伸びの抑制（短期的対策）

(1) 公的医療保険の給付範囲の見直し等

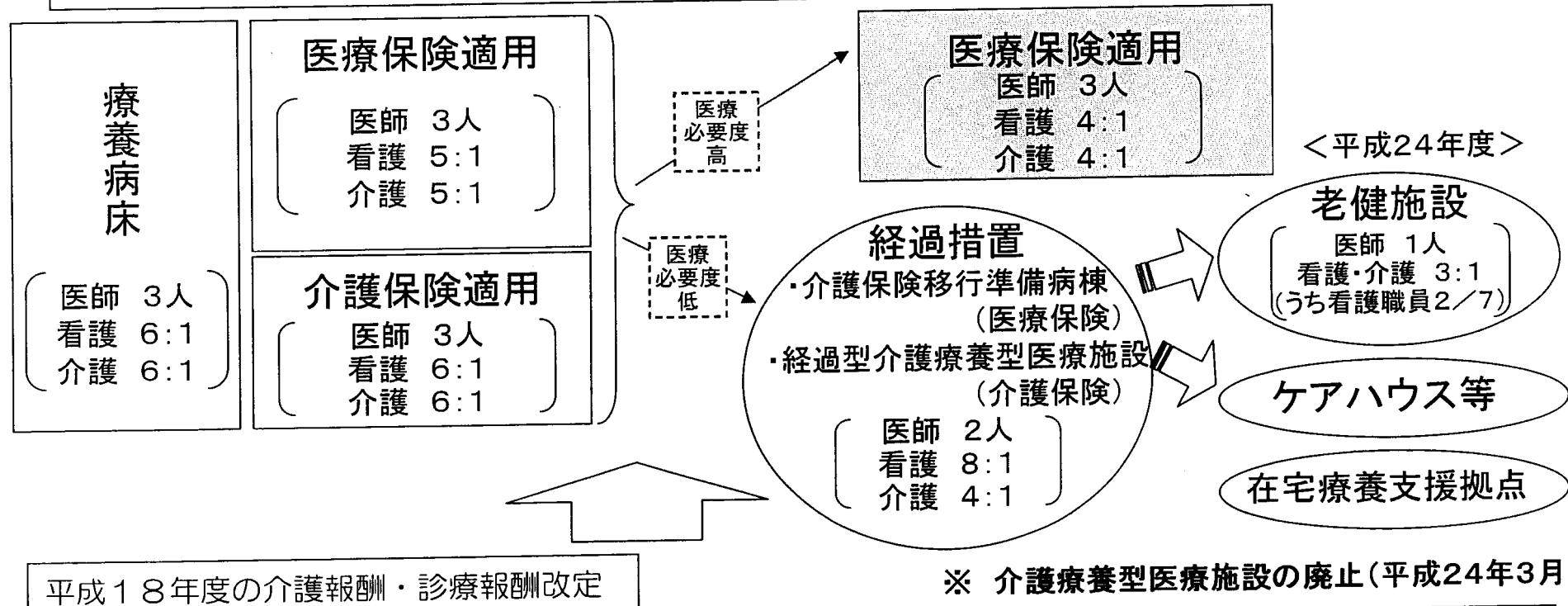
- ① 高齢者の患者負担の見直し(現行:70歳未満3割、70歳以上1割(ただし、現役並み所得者2割))
 - ア 平成18年度から現役並み所得の70歳以上の者は3割負担
 - イ 平成20年度から新たな高齢者医療制度の創設に併せて高齢者の負担を見直し
70～74歳 2割負担、75歳以上 1割負担(現行どおり)
- ② 療養病床に入院している高齢者の食費・居住費の負担引上げ
- ③ 高額療養費の自己負担限度額の引上げ
高額療養費の自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ、賞与を含む報酬総額に見合った水準に引上げ。(現行72,300円 → 見直し後 80,100円)
- ④ 出産育児一時金の見直し
出産育児一時金を現行の30万円から35万円に引き上げる。
- ⑤ 乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大
高齢者医療制度の創設に併せて、乳幼児に対する自己負担軽減(2割負担)の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前までに拡大する。
等
- ⑥ レセプトオンライン化

(2) 診療報酬の適正化

平成18年度診療報酬改定→全体改定率 概ね▲3.2% (本体 概ね▲1.4% 薬価等 ▲1.8%)

医療の必要性に応じた療養病床の再編成

- ①療養病床については、医療の必要度の高い患者を受け入れるものに限定し、医療保険で対応するとともに、
- ②医療の必要性の低い患者については、病院ではなく在宅、居住系サービス、又は老健施設等で受け止めることで対応する。



(1) 医師・看護職員の配置等が緩和された「経過型介護療養型医療施設(仮称)」の創設[介護報酬改定]

将来的な老健施設等への移行を視野に入れた平成23年度末までの経過措置

(2) 医療の必要性による区分の導入[診療報酬改定]

- ・医療の必要性の高い患者については評価を引き上げ、低い患者については評価を引き下げ
- ・医療の必要性の低い患者を一定以上受け入れている場合について、「介護保険移行準備病棟(仮称)」を平成20年度末までの経過措置として創設

医療保険制度体系の見直し

1. 新たな高齢者医療制度の創設

～負担の公平化・透明化を通じた負担について納得しやすい仕組み～

(1) 独立した「後期高齢者医療制度」(75歳以上)の創設

- ・運営については、保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行う。
- ・高齢者保険料1割、医療保険者からの支援金約4割、公費約5割

(2) 前期高齢者(65～74歳)は被用者保険との財政調整により国保の負担を軽減

(3) 高齢者の生活の質(QOL)を重視した医療サービスを提供

2. 都道府県単位の保険者の再編・統合

～保険者機能の強化ー都道府県ごとの医療費水準と保険料水準の連動ー～

(1) 政管健保:保険者として国から独立した公法人を設立し、都道府県単位で財政運営

(2) 市町村国保:都道府県単位での広域化を推進